

税制調査会企画会合（第 29 回）会議議事録

日 時：平成 21 年 4 月 28 日（火） 14 時 00 分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館共用第一特別会議室

○香西会長

ただいまから、税制調査会の第 29 回「企画会合」を開催したいと存じます。皆様におかれましては、お忙しい中、御参集いただき、誠にありがとうございます。

本年最初の開催となりますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

本日の議題に入る前に、委員の異動について、御報告いたします。

まず、去る 2 月 11 日でございますけれども、本調査会の御船美智子委員が御逝去されました。

御船委員は、生活経済学・家庭経済学の御専門でございまして、家計と国民経済との関わりの観点から、税制について多くの御発言・御提言をいただきました。

生前の御厚情、また、当調査会に対する多大な御貢献に深く感謝するとともに、故人の御冥福を心からお祈り申し上げたいと存じます。

続きまして、報道で既に御承知かと思えますけれども、佐竹特別委員が、秋田県知事に就任されました。

知事選出馬に先立ち、2 月 24 日付で税調委員を辞任されまして、後任に、本日は欠席されておりますけれども、4 月 1 日付で川口市長の岡村幸四郎氏が就任されました。

お手元にも、現在の税調委員名簿がございますので、御参照いただければありがたいと存じます。

（報道関係者退室）

○香西会長

それではまず、本日の進め方について申し上げたいと存じます。

本日は、お手元の議事予定にもございますけれども、御案内は 2 時間ということでもございましたが、大体、1 時間半ぐらい、午後 3 時半ごろになれば審議がまとまってくるのではないかと期待しております。

前半はまず、最近の状況報告として、昨年 11 月の答申提出以降の政府の一連の動きを事務局より御報告いただきます。

経済対策の概要、経済・財政状況、「中期プログラム」などについての説明をお願いしまして、平成 21 年度の税制改正の内容等をお聞かせいただくことにしたいと思います。

その後で、後ほどまた説明させていただきますけれども、今後の審議の進め方について私から御提案させていただきたいと思えます。

その上で、後半はそれまでの説明も踏まえ、自由に討議していただきたいと思っております。

それではまず、事務局から経済対策、それから、経済・財政情勢等について、御説明をお願いします。

最初に、内閣府の梅溪審議官から、経済対策、経済・財政情勢について、15分程度で御説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○梅溪審議官

内閣府の梅溪でございます。説明させていただきます。

お手元の資料の企画 29-1 に「経済危機対策」というものがございます。これは去る4月10日、政府・与党の合同の会議で決定いたしましたものです。

ページを繰っていただきたいと思いますが「目次」で、第1章が、この経済危機克服の道筋を述べてあり、2章が具体的施策を盛り込んでいるものです。

1 ページ以降を御説明いたしますが「第1章 経済危機克服の道筋」で示しているとおり、現在、日本経済は「2つの危機」に直面しています。

1つ目が「短期的な危機」で、景気の「底割れ」のリスクがあるというもの。

2つ目が、世界経済が「大調整」している中で、これまでグローバルインバランスの中で日本が輸出主導で成長していた中、その成長がうまくいかなくなるという構造的な危機に直面しているという2つの認識がございます。

この危機を克服していくために、2ページ目以降、方針を3つ掲げております。

3ページにございます方針の第2で、これは経済の局面に応じた対応を図っていくことが大事で、とりわけ、i) のところがございますが、2009年度の後半ごろまでは景気の「底割れ」回避を最優先する局面である。

その後の1年程度が、ii) の底入れ・反転を確実にする局面である。

それから、その後が iii) の新たな成長軌道に乗っていく局面である。

こういう3つの局面の認識をしております。

4ページ目でございますが、基本方針3が多年度を視野に入れた包括的な対応を行っていくということを掲げております。

対策に盛り込まれる施策は、下の方にございますが、3つのTで示されるもので、重点化されたもの、時宜を得たもの、時限的なものという考え方から、経済の下支えに必要なものや将来の成長力を高めるものなどを厳選し、いわゆる **Wise Spending** に重点を置くという考え方でございます。

5ページで、今回の対策の規模と効果につきましては、国費で15.4兆円程度、事業費で56.8兆円程度のものとなり、経済効果といたしましては、この対策をとりまとめた時点では、平成21年度の成長率を2%程度押し上げる。それから、雇用創出については7-9月期以降、1年間の効果として40~50万人程度の雇用創出を考えていたところでございます。

6ページ目以降の「第2章 具体的な施策」でございますが、まず景気の「底割れ」回避のための緊急的な対策として、雇用対策、金融対策がございます。

それから、8 ページで、事業の前倒し執行もごさいます。

未来への投資としての成長戦略を掲げているところでは、最初に低炭素革命を進めるものとして、太陽光発電。この中には「スクール・ニューディール」構想として、学校の耐震化、太陽光パネルを設置するというものがごさいます。

(2) の低燃費車・省エネ製品等につきましては、環境対応車への買い替えを普及促進するもの、グリーン家電、テレビ・エアコン・冷蔵庫でございしますが「エコポイント」を用いて普及を加速するものを掲げております。

飛んでいただきまして、10 ページで健康長寿・子育ての関係でございしますが、ここは医療関係、それから、介護関係の施策を盛り込んでおります。

12 ページ、子育てにつきましては、子育て応援特別手当を平成 21 年度に限り第一子まで拡大して実施することを盛り込んでおりますし、その下の方でございしますが、教育費負担への支援として、就学困難な学生・生徒に対する授業料の減免等の緊急支援も盛り込んでおります。

3 番目の底力発揮・21 世紀型インフラ整備のところでは、農林漁業の底力の発揮、それから、先端技術開発・人材力強化、中小企業支援などを盛り込んでおります。

14 ページ以降、地域連携などの基盤整備、IT による底力発揮、それから、ソフトパワー・観光関係の施策を盛り込んでおります。

3 節の「安心と活力」の実現のところでは、地域活性化といたしまして、地域交通の活性化のための開かずの踏切の解消対策などを盛り込んでおります。

16 ページには、安全・安心確保等として、社会保障への施策、消費者政策の抜本的強化等、防災・安全対策などを盛り込んでいるところでごさいます。

17 ページの一番下から始まりますが、地方公共団体への配慮として2つの施策を盛り込んでおります。「地域活性化・公共投資臨時交付金（仮称）」により地方における公共事業等の負担の軽減を図るというもの。それから「地域活性化・経済危機対策臨時交付金（仮称）」により地方公共団体の施策を交付金により支援していくというものを盛り込んでおります。

以上が経済危機対策の概要でごさいます。

この対策と補正予算を盛り込んで、内閣府の方で経済見通しの暫定試算を行いました。この内容が資料の企画 29-2 でごさいます。

この内閣府の試算ですが、昨日の閣議で与謝野大臣から報告いたしました内容でごさいます。

この暫定試算の考え方でございしますが、今年の 10-12 月期以降、日本の成長が大幅なマイナス成長になり、景気は急速に悪化いたしております。この動きが今年の 1 月に閣議決定いたしております政府経済見通し。これはゼロ成長の見通しでございましたが、その成長経路を大幅に下回っております。これに対処するため、政府・与党が先ほどの経済危機対策を決定いたしました。

この対策を盛り込んで、現時点で内閣府が試算いたしたところ、今年度の経済見通しはマイナス 3.3%程度、マイナス成長になると試算いたしております。これは 20 年度の下半期というものが、過去に例を見ないスピードで景気が悪化いたしております。したがって、発車時点が既に 4%を超えるマイナスの時点からのスタートになるものでございます。

経済危機対策を着実に実施することにより、景気の「底割れ」リスク回避というものに大きく貢献することが期待できます。しかしながら、現時点でも世界の金融システム安定化の帰趨、あるいは世界経済の動向というものはいまだ不透明感が強いものですから、この試算については幅を持って解釈いただきたいと思っております。

2 ページでございますが、先ほどの経済危機対策をこの暫定試算に盛り込むに当たりまして、次のような内容にいたしております。

21 年度の成長率押し上げは、1.9%程度と試算いたしております。内訳として、消費を通じた GDP への寄与度が 0.7%程度、民間住宅が 0.1%程度、企業設備が 0.4%程度、政府最終消費支出が 0.2%程度、公共投資が 0.6%程度。それぞれの寄与度があると現時点で試算いたしております。

なお、複数年度の施策が盛り込まれております。具体的には雇用対策とか、介護関係とか、こういうものは基金を造成し、複数年度の効果がございます。22 年度分以降の発現分も 1 つのバスケットにまとめますと、経済危機対策は GDP 比 2.9%程度の経済効果があると考えております。

雇用創出につきましては、4 - 6 月期にもこの対策の効果は一部出てまいりますが、大きな効果は 7 - 9 月期以降、徐々に出てまいります。四半期を追って大きくなると考えており、来年 1 - 3 月期までで切って、平成 21 年度としての雇用創出は 20 万人程度と考えているところでございます。

3 ページは、この暫定試算の細かな内訳でございますが、今、説明は省略させていただきます。

最後は、資料の企画 29-3 でございます。これは諸外国の財政刺激策を簡単に表にまとめたものでございます。

左側の「規模 (GDP 比、%)」と申しますものは、IMF の方で試算いたしております裁量的な財政刺激策の GDP 比をまとめたものでございます。

アメリカにつきましては、一部、ブッシュ前大統領のものが入れてありますが、基本的にはオバマ大統領になりましてから取られた対策を盛り込んでおります。

ドイツにつきましては、メルケル首相の下で昨年秋、それから、今年に入って 1 月に取られた対策でございます。

なお、恐縮でございますが、この IMF 試算の GDP 比規模のところは、昨日、新しい情報が入りましたので、数字の微修正だけ申し上げます。ドイツの 2009 年の値は「1.5」と書いてございますが、新しい IMF の試算は「1.6」でございます。それに伴

いまして、合計のところは「3.5」ではなく「3.6」です。

フランスにつきましては、サルコジ大統領の下で昨年12月にとりまとめられた対策がここに掲げてございます。

フランスにつきましても数字の微修正がございます。2010年の「0.7」というのは「0.8」に数字が更新されております。それに伴いまして、合計も「1.4」ではなく「1.5」でございます。

イギリスにつきましては、ブラウン首相の下で昨年の秋、それから、年明けの1月にとりまとめられた政策がここに掲げてございます。

ヨーロッパでは、この4月にブラウン首相が車の買い替えの支援をする政策を盛り込んでおり、これでドイツ、フランス、イギリスでは、車の買い替えへの支援が財政刺激策として盛り込まれているところです。

中国につきましては、昨年の秋にとりまとめられた財政刺激策がここにございます。

これも数字の微修正がございます。中国の2009年は「3.2」ではなく「3.1」でございます。それに伴いまして、合計も「6.3」ではなく「6.2」に下がっております。

以上、3つの資料を御説明申し上げました。

○香西会長

どうもありがとうございました。

それでは、続けてやってください。

○新川調査課長

続きまして、右肩のところに「企画29-4」と書いております資料に基づきまして、主税局調査課長の新川が説明させていただきます。

これはただいま御説明がありました各国の経済対策のうち、税制に関するものをピックアップ、補足したものでございます。

まず1ページ目で、アメリカでございしますが、アメリカの経済対策は2つに分かれております。オバマ大統領が就任直後に成立いたしました米国再生・再投資法に基づく減税措置は、10年間で2,880億ドルということになってございます。

主な内容は3つの黒ポツがありまして、一番上でございしますが、低・中所得者向けの定額型減税の実施ということで、その他の一部減税もございしますが、2年間で1,560億ドルでございます。これは一人頭、大人だけですが、400ドルの定額型の減税というものでございます。

もう一つが、2月に発表になりました大統領予算教書でございます。

まず1つ目は減税提案で、今、申し上げました低・中所得者向けの定額型減税。これは再生・再投資法では2009年及び2010年の2年間だけの措置でございましたが、それを延長・継続するというものが1つ目の内容です。それから、企業向けにも試験研究費等を中心に減税を提案しております。

他方、中期的には財源確保ということで、(2)でございしますが、歳入増のための提

案も行われております。一番大きいのは高所得者の所得税増税ということで、2011年以降で6,370億ドル。そのほか、国際課税の強化等。それから、CO<sub>2</sub>の排出枠を、これは政府が入札をするというような形で、これもかなり大きな財源になっていますが、2012年以降で6,460億ドルの増収を見込んでございます。

3つ目はヘルスケア改革に関連して採られる増収措置でございますが、ヘルスケア改革に必要とされる財源、最低でも6,340億ドルと見積もられておりますけれども、その約半分は現行のヘルスケアの効率を改善することに捻出をする。それから、残りの半分を高所得者の所得税増税という形で捻出をするということ。

全体として見ますと、税制関係では、累計で520億ドルのネット増税。更に、これにCO<sub>2</sub>の排出枠の売却収入の効果があるという構造になってございます。

続いてヨーロッパで、2ページ目でございます。

1つ目はイギリスで、今年の11月に発表になりましたプレ・バジェット・レポートでは、付加価値税を時限的に2009年末まで17.5%を15%に引き下げるという提案が実施をされております。

それから、この4月に発表になりましたバジェット・レポートでは、増収措置として高所得者の所得税増税ということで、2010年度からの措置ということでございます。最高税率を40%から50%に引き上げるというものでございます。

フランスで、昨年12月、それから、今年2月と2段に分けて発表してございますが、減価償却制度の見直し、あるいは低・中所得者向けの所得税減税を実施しております。

ドイツでございますが、これも昨年11月、それから、今年1月と2段に分けて経済対策を発表しておりますが、昨年11月のものは一定の環境基準を満たす新車に対しまして自動車税を最大2年間免除する。あるいは減価償却制度の見直しといった形の減税が行われております。

それから、今年の1月でございますが、これは所得税の基礎控除の引上げ、あるいは最低税率の引下げといった形の所得減税が行われたところでございます。

もう一枚おめぐりいただきますが、各国とも短期はこういった形で経済刺激策を採るったわけでございますけれども、中期的には財政の健全性確保の観点から、そこにごらんいただきますような、それぞれ中期の財政運営目標といったものを顕示しているところでございます。

次の資料で、右肩のところに「企画29-5」と書いております資料でございますが、こちらは先ほど御説明のありました経済対策を受けまして、昨日提出された補正予算のフレームでございます。

歳出と歳入に分かれてございますが、歳出のところは、経済対策関係では「1. 経済危機対策関係経費」というところで14兆6,900億円でございますが、これらの対策に絡む部分でございます。

それから、歳出関係では、下にございますように、経済緊急対応予備費。これは当

初、1兆円を計上してございましたが、これを8,500億円に減額してございます。

他方、歳入でございますが、1つ目は税外収入。これは財投特会からの受入金で、これを3兆円計上してございます。

そのほか、公債の追加が10兆8,000億円ということでございます。内訳は建設公債が7兆3,000億円、それから、特例公債が3兆5,000億円で、これらを合わせますと公債依存度は、当初予算では37.6%でございましたが、補正後は43.0%まで上昇いたします。

それから、歳出総額も当初予算では88.5兆円でしたが、この補正予算によりまして、歳出総額は102.5兆円となります。

私の方からは以上でございます。

○香西会長

それでは「中期プログラム」を西川審議官からお願いしたいと思います。

○西川審議官

内閣府の西川でございます。お手元の資料、企画29-6をごらんください。この資料でございますが「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」でございます。昨年12月24日に閣議決定しております。

最初に「I. 景気回復のための取組」として、まずは何よりも景気回復に取り組むため、世界経済の混乱から国民生活を守り、今年度を含む3年以内の景気回復を最優先で図ることとし、略させていただきますが、このため、最大限の努力を傾注することとしております。先ほど御説明がありましたとおり、4月10日には総額約57兆円、財政措置約15兆円規模の経済危機対策がとりまとめられたところでございます。

併せて(2)では、日本の底力を最大限に発揮させる成長戦略を具体化し、推進するとしており、成長戦略策定への取組みをこの時点で述べております。この点につきましては、4月17日の経済財政諮問会議において未来開拓戦略がとりまとめられたところでございます。

次に「II. 国民の安心強化のための社会保障安定財源の確保」について記しております。

「1. 堅固で持続可能な『中福祉・中負担』の社会保障制度の構築」では「中福祉・中負担」を築いていく必要性を記述しています。「中福祉」のほころびについて適切に対応していく必要があること。同時に、この社会保障に必要な財源3分の1程度を将来世代へツケ回しているという現状を述べております。

2ページをごらんください。真ん中の辺りでございますが「2. 安心強化と財源確保の同時進行」というところで、社会保障に関する国民の安心強化と持続可能で質の高い「中福祉」の実現に向けて、同時に財源確保を図る必要がある旨を述べております。

改革の諸課題を含む別添の工程表が、この冊子の最後のページに表として付いてお

ります。その工程表で示された改革の諸課題を軸に制度改正の時期も踏まえて検討を進め、確立・制度化に必要な費用について安定財源を確保した上で、段階的に内容の具体化を図るとしております。

2 ページ目の下から 3 ページにかけましては「3. 安心と責任のバランスの取れた財源確保」ということにつきまして、まず（1）におきまして、社会保障安定財源については、消費税を主要な財源として確保すること。これは税制抜本改革の一環として実現することとしております。

（2）におきましては、下から 3 行目でございますが、2010 年代半ばにおいては、基礎年金国庫負担割合の 2 分の 1 への引上げに要する費用を始め、上記 2. に示した改革の確立・制度化及び基礎年金、老人医療、介護に係る社会保障給付に必要な公費負担の費用を、消費税を主要な財源として安定的に賄うことにより、現世代の安心確保と将来世代への責任のバランスを取りながら、国・地方の安定財源の確保への第一歩とするとしております。

3 ページから 5 ページにかけましては「III. 税制抜本改革の全体像」を記しております。

経済状況の好転後に実施する税制抜本改革の 3 原則を示しており、これらの原則を踏まえ「1. 税制抜本改革の道筋」。それから、4 ページになりますが「2. 税制抜本改革の基本的方向性」が示されており、更にこれらを踏まえまして、所得税法等の一部を改正する法律の附則において既に規定がなされております。これについては後ほど財務省の方から御説明いたします。

それから、歳出面における扱いといたしまして、3 ページの下の方でございますが「1. 税制抜本改革の道筋」の（2）におきまして、消費税収が充てられる社会保障の費用は、その他の予算とは厳密に区分経理することや、消費税収はすべて国民に還元し、官の肥大化には使わないことが述べられております。

5 ページをごらんください。5 ページの真ん中からは「IV. 今後の歳出改革の在り方」について記しております。

枠囲みの中で、最初の原則 1 でございますが、税制抜本改革の実現のためには不断の行政改革の推進とむだ排除の徹底の継続を大前提とするとしております。

次に枠囲みの下をごらんください。（1）で、経済状況が好転するまでの期間においては、景気回復と財政健全化の両立を図る観点から、財政規律を維持しつつ、経済情勢を踏まえて、状況に応じて果敢な対応を機動的かつ弾力的に行うこととしております。

また、経済状況が好転した以降においては、社会保障の安定財源確保に向けて消費税を含む税制抜本改革を実行していく中、景気の後退により悪化した財政を立て直すべく、厳格な財政規律を確保していくこととしております。

6 ページにかけましては、社会保障部門、非社会保障部門についての考え方を述べ



ておりまして、特に非社会保障部門につきましては、規模を拡大しないことを基本とし、効果的・効率的な公共サービスの提供を進めることなどを述べております。

6 ページには「V. 中期プログラムの準備と実行」について述べております。

枠囲みの下をごらんください。(1) では経済好転後の税制抜本改革等の速やかな施行のために、その実施時期に先立ち、改革の内容の具体化を進めるとともに、法案その他の制度的準備を整えるとしております。

(2) につきましては、先ほど申し上げたとおり、所得税法等の一部を改正する法律が既に施行されております。

また(3) では、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げの財源手当てと税制抜本改革の関係について記述しております。

最後に、先ほど御説明のありました経済危機対策におきまして、財政の持続可能性を確保する観点から、累次の経済対策として実施される措置等を踏まえ「中期プログラム」について必要な改定を早急に行うこととされております。

以上でございます。

○香西会長

それでは、事務局からの御説明の最後になりますけれども、平成21年度税制改正の概要等についての説明をお願いしたいと思います。財務省の星野税制第一課長からお願いいたします。

○星野税制第一課長

税制第一課長の星野でございます。それでは、私からは平成21年度税制改正法案と、国会の関係の動きなどにつきましても御報告をしたいと思います。

資料が企画29-9という1枚紙でございますけれども、ここに平成21年度税制改正法の項目が並んでございます。

住宅・土地税制、法人関係税制、中小企業関係税制、あと、金融・証券関係税制につきましては昨年10月にとりまとめられました生活対策に中身が載っております、これに沿って内容が具体化されたものでございます。また、その後の経済環境を踏まえまして、年末にかけて与党でも議論があった結果、土地税制、あと、自動車課税につきまして減税措置が具体化されたということでございます。

これらの措置につきましては、当調査会の昨年11月の答申を踏まえまして、基本的に時限的なものとするとともに、また、成長力の強化でございますとか、あと、税制のグリーン化といった、環境に配慮した観点から、主に重点的に対策が採られているものでございます。

国際課税でございますけれども、これも答申に沿う形で、間接外国税額控除制度に代えまして、親会社の益金不算入制度を導入することといたしました。

相続税制につきましては、答申をいただきました後、更に議論を進めまして、相続税の税額計算方式、現行方式を改めるかどうかという点につきましては、課税の公平

性、それから、相続の在り方に関する国民の考え方とも関連する重要な問題であって、更に議論を深める必要があるということで、この点については結論が出ず、合意に至らなかったということでございます。

また、相続税の関連では、いわゆる事業承継税制につきましては、非上場株式等に係る相続税と贈与税の納税猶予制度を導入することといたしました。それから、農地法の改正に併せまして、農地に係る相続税の納税猶予制度につきましては、農地の有効利用を促進する貸し付けも適用対象とするといった見直しを行うことといたしました。

それから、先ほど内閣府の方から御説明がありました「中期プログラム」でございますけれども、御説明がありましたとおり、改正法の附則におきまして税制抜本改革の道筋、それから、基本的方向性について規定されたということでございます。

次の企画 29-10 の資料を見ていただきますと、これが今回、年度改正で出された法の附則第 104 条でございます。この第 104 条の第 1 項、第 2 項の部分につきまして税制抜本改革の道筋、それから、第 3 項におきまして基本的方向性が規定されているわけでございます。

基本的にここに盛られている中身というのは「中期プログラム」の文言をそのまま条文の形で落とし込んでいるということでございます。

例えば第 1 項を見ていただきますと、基礎年金の国庫負担割合の 2 分の 1 への引上げのための財源措置、それから、年金、医療及び介護の社会保障給付、少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成 20 年度を含む 3 年以内の景気回復に向けた集中的な取組みにより経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成 23 年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、2010 年代半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするということが規定されております。

それから、第 3 項にはそれぞれ各税目につきまして、その基本的な方向性が書かれております。

例えば個人所得課税のところをご覧いただきますと、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直して、最高税率の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除の検討を行うといったようなことが書かれております。

法人課税につきましては、国際的整合性の確保、国際競争力の強化の観点から、社会保障を含む企業の負担にも留意しつつ、課税ベースの拡大、それから、法人の実効税率の引き下げの検討といったような切り口で、各税目について方向性が示されてございます。

この方向性は、その後に 1 枚紙を御参考で付けさせていただいておりますけれども、一昨年 11 月にお示しいただきました、いわゆる抜本答申でいただいております各種提

言内容が十分反映されたものになっているというふうに考えております。こういう形で法律として成文化されたということは画期的なことではないかと考えているところでございます。

更に1つめくっていただきまして、企画29-11の資料でございます。これが内閣府から先ほど御説明がありましたとおり、今回の経済危機対策として税制改正、企画29-1の資料の18ページに書かれておりますけれども、対策の第4番目の項目として入っております。今般の対策としては税制改正として3項目盛り込まれております。

具体的には、住宅取得等のための時限的な贈与税の軽減ということで、住宅の取得等に充てるために行われた贈与につきましては、500万円まで贈与税を課さない。

それから、中小企業の交際費課税の軽減の限度額について、400万円から600万円に引き上げる。

あと、研究開発税制の拡充につきまして、法人税額の20%のキャップを30%に引き上げるとともに、超過をした場合の繰越しができる年度につきまして、平成23年、24年度まで税額控除の対象とするといったような改正の内容を盛り込んでいるところでございます。

国会の関係について申し上げますと、本171回国会、これは今年の1月5日から開会されているわけでございますけれども、先ほども申し上げました年度改正の法案は1月23日に国会提出をされました。これは昨年と同じ日で、例年の税法の提出に比べますと大体1～2週間ぐらい早いタイミングで提出されました。

その後、衆議院における審議の後、2月27日に衆議院を通過、その後、参議院では3月27日に否決されまして、その後、同日付で衆議院で3分の2の再議決をされて成立をしているところでございます。

それから、経済危機対策の関係でございますけれども、これにつきましては昨日、補正予算と併せて、閣議決定を経て国会に昨日提出されたところでございます。

私からは以上でございます。

○香西会長

どうもありがとうございました。それでは、次に総務省の米田企画課長からの御説明です。

○米田企画課長

それでは、地方税につきまして御説明申し上げます。資料は企画29-12の2枚紙をござんいただきたいと存じます。

地方税におきましても、昨年生活対策で取り上げられました減税策の具体化等が図られております。

まず「1 住宅・土地税制」でございますが、個人住民税におきましても住宅ローン特別控除が創設されたというのが第1点でございます。

第2点目は、不動産取得税の特例措置で2つ、税率の特例措置、それから、課税標

準の特例措置が期限切れでございましたので、3年間延長するというものでございます。

3番目の固定資産税につきましては、3年に1度の評価替えでございますので、地価の動向等を踏まえた負担調整措置を講ずることといたしております。ほとんどは、それまで講じられておりました負担調整措置を継続するというもの。それから、2つ目で、据え置きの年度においても評価額を下落修正できる特例措置を継続するというもの等でございます。

1点、一番下に新たな条例減額制度といたしまして、地価の動向等によりまして、税負担が大幅に増加する場合には、地方公共団体の条例によりまして、税額の上昇を1.1倍まで抑制できる制度を法律上つくったものでございます。

2ページをごらんいただきたいと存じます。「2 道路特定財源関係」で、地方関係の道路特定財源はすべて一般財源化をすることとすることで、地方税でございます自動車取得税、軽油引取税は目的税から普通税に改め、用途制限を廃止いたしました。それから、譲与税が3つございますけれども、いずれも用途制限を廃止したということでございます。

「3 自動車税制」につきましては、国税の方とも相まって、自動車の取得、特に低燃費車・低公害車等について、時限的な軽減措置を導入しているものでございます。

最後の「4 金融証券税制」につきましては、国税と同様の措置を地方税においても取ったというものでございます。

以上でございます。

○香西会長

どうもありがとうございました。一応、これで御報告していただく事項は一巡したということでございます。

もし、ここで是非聞いておきたいという御議論、あるいは質問等がありましたら、この機会に手を挙げていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

どうぞ。

○高木委員

経済見通しでしょうか、昨日、マイナス3.3%という数字が出されましたが「3. 経済危機対策の経済効果」という項が企画29-2の資料の2ページですか。そこで、民間最終消費支出0.7%程度という数字が出ておりますが、これは具体的にはどういったものがここに分類されて、こういう0.7%になっているのか。併せて、この中で家計回りに関わるものはどの程度あるのか。その辺について、少し御説明をいただきたいと思っております。

○香西会長

よろしいですか。

○梅溪審議官

御説明申し上げます。

この0.7%程度の押し上げでございますが、経済危機対策の中に盛り込まれております低炭素革命で、自動車の買い替え、それから「エコポイント」を通じた省エネ家電への買い替えといったものが家計の消費を押し上げる効果が非常に高いと考えております。更に先ほど申しました中で、雇用対策を通じて働く方の所得が維持されるということも考えられます。そういったことを盛り込んで、0.7%のGDPの寄与度を考えておるところです。

家計の所得回りという御質問がございましたが、数量的にどれぐらいが所得回りになるものかというのは試算いたしておりませんが、今、申し上げました、消費を活性化するもの、あるいは所得を手当てするものの総合的な効果として、この0.7%の試算をいたしております。

○香西会長

よろしいでしょうか。ほかに御発言のある方がありましたら、お伺いしたいと思います。

どうぞ、お願いします。

○猪瀬委員

経済危機対策の中で、あえて地方分権的なところでピックアップして並べていくとどういうことになるのかというのを教えていただきたい。

○香西会長

御説明していただくのはどうでしょうか。経済対策の話でしたら、梅溪さんからお願いできますか。

○梅溪審議官

地方分権的な観点からというので精査したことがないので、正確にお答えするのは難しいんですけども、先ほど御説明した中で地方への配慮ということでは、この企画29-1の資料の「経済危機対策」のうちの18ページに2つの対策がございます。このうち、2つ目の方で「地域活性化・経済危機対策臨時交付金（仮称）」というものは、地方が使い勝手がいいように1兆円規模で交付金を設けたものでございますので、そういう意味では、地方分権の観点から地方の発案に応じて交付されるという考え方が生きているものと考えます。

繰り返しになりますが、それ以外の項目、少し地方分権という観点で整理はしておりませんので、今、的確にお答えするのは難しいところでございます。

○香西会長

どうぞ。

○井堀委員

経済見通しですけれども、今年、平成21年度の名目成長率がプラス0.1%からマイナス3.0%に改定されたことで、税収の見積りがどのくらい下の方に下がるのかという、

そこは既に推計されていると思うんですが、大体、どの程度かを教えていただけませんか。

○香西会長

どうぞ。

○佐川総務課長

主税局の総務課長でございます。

税収の平成 21 年度の見積りでございますが、大臣等も答弁をされているところでございますけれども、21 年度の税収につきましては、まず土台となります平成 20 年度の税収がまだ何も確定しておらない状況でございます。特に法人税収で 3 月決算のところはまだ出ていないところでございます。

それ以外にも、21 年度の足元の税収はまだ全く出ていないというところがございますので、経済見通しも大事な税収見積りの要素ではございますけれども、そういう意味では、今年度どのぐらい下がるかというのは、今はまだ確定している状況にないということでございまして、また、いずれそういうものを全部、いろんな資料がそろったところでまた考えなければいけないと思っております。

○香西会長

よろしいでしょうか。ほかにもいろいろ御議論がまだ残っているのだらうと思うんですけれども、更に御質問、あるいはコメント、意見その他がありましたら、あとは事務局の方に、簡単なメモで結構ですから、お渡しいただきたい。それを積み替えてやっていきたいと思っております。

それから、大変恐縮ですけれども、せっかく、この会で質問も出たことですから、地方分権について、この経済危機対策がどうなるか、ちゃんと、枠に入って、そのどの何をやるかというようなことについての地方との関係も、ぱっと見るだけでもかなりわかっていることですので、できたら、さっとまとめて私どもの、質問された猪瀬さん辺りにサービスしていただければありがたいというふうに期待しております。

ほかによろしいでしょうか。

○猪瀬委員

それから、今の井堀さんの質問ですけれども、大体のことはわかるでしょう。さっきのしゃくし定規な答え方はおかしいです。

○佐川総務課長

名目成長率が下がったというのはおっしゃるとおりでございますが、やはり税収でございますので、足元の土台がどこまで下がったかとかというのがわからないとなかなか正確な見積りは難しゅうございまして、勿論、今、委員がおっしゃいましたように、多分、税収は下がっていくだろうという予想はしておりますけれども、どのぐらいのところかというのは、なかなか、今、精度ある答えを申し上げられないという

ことで御理解を賜りたいと思います。

○香西会長

どうぞ。

○中里委員

『Newsweek』に記事が出ていて、エコノミストの将来予測は2割3分8厘しか当たらないそうですから、余り正確な数字はよくわからない。これはどんなに経済学が進んでも、今の技術では、どんな優秀な方がやってもしようがないので、第一、今回の不況は予測できなかったわけですし、それはある程度、しようがないのではないのでしょうか。正確なものと言われても、私はこう思いますとは言えても、そうなるとはなかなか言えないのではないかと思うんですが、皆さん頑張っていらっしゃると思うんです。

○香西会長

どうぞ。

○井戸委員

一言だけ、今の税収のこれからの動向に関連いたしまして、どうも落ち込むことが予想されている。それで、国税が落ちますと、地方交付税の原資が落ちます。それから、地方税も落ち込みます。ということになりまして、地方財政の運営に非常に大きな影響を生じかねることがまず必定という状況が近いうちに來るだろうと思います。

それに対する対応につきましては、猪瀬さんが経済対策で地方にどれだけ配慮されているんだというお尋ねの基本にも、そのような懸念を示していただいたのではないかと思いますので、国として、是非、万全を期していただくように、この際、お願いをしておきたいと存じます。

○香西会長

先ほど申しましたように、御意見等はまた、いろいろ気がついたところなどがありましたら、事務担当者の方にメモを渡しておいていただければ、いろいろ、議論する場合に役に立つと思いますので、できればそうしていただきたいと思います。

経済危機対策というものは、従来の政策の文書に比べると随分変わったようなところもあるので、こういうものをどういうふうに評価したらいいのかという問題もいろいろあると思います。数字が合っているのかというようなことから始まりましたけれども、とにかく、これでまずやって、これが実行に移りつつあるわけですから、それについての御感想等でも結構ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○香西会長

それでは、一応、御説明をいただきましたことについては、後でもう一度、自由討議を行うことも、できればそうしたいと思っておりますけれども、それでは、少し勝手ですけれども、私の方から、当面のこの調査会の進め方に関連しまして提案をさせていただきますと思っております。

それは、海外調査を一度やらせてもらえないかということでありまして、この調査会におきましては、任期当初より委員の皆様にも精力的に御審議いただきまして、平成19年11月の答申で、その時点では非常に早く、やや中期的な問題も含めて議論をしたわけでありましたけれども、したがって、そういうことがあったために「中期プログラム」が閣議決定されて、先月末に税制改正法が成立したわけでありましてけれども、一応、基本的な方向性をその前につくっておりました。19年11月というのは、ほかの税調が動いている前にそれがあったものですから、その点では先取りしていたということで、去年の暮れぐらいでしたか、20年度の税制改正について総理に御報告に行ったときに大変ほめられて、あなた方がやった道筋、中期的な考え方については十分配慮するということをお願いしておりました。ということは、多少、自慢になりそうですけれども、それは一つの事実であったというわけでありまして。

つきましては、今後、また更に税制の抜本改革を具体化していかなければいけない。附則ができておりますから、それについて検討を行いながら、抜本改正の具体化という新しい局面になっていると思います。

それについて、私、あるいは何人かの方には御意見も聞いているわけですが、具体化することとして、税の議論とかいろいろ考えてやらなければいけないんですけれども、例えばいろいろ問題がこれから出てくるとき、どういう形で出てくるのかはわかりませんが、給付付き税額控除や納税者番号制度といったような実務面の検討を実はかなりちゃんとやっていかないと、なかなか新しいやり方ができないのではないかと。そういう形で、給付付き税額控除でもそうですし、納税者番号制度もそうなんですけれども、そういったようなことについて、実務的にどういうことをやれば効率的にそれが行われるのか。あるいは、逆に言えばそういうことについて、非常に勤労税額控除については余りいい、申告させてもちゃんとしたものなかなか出てこない。データがなかなかうまく取れない。こういったようなこともあるわけですので、そういったことも少しやってみたらどうか。そのために、海外でそういう新しいやり方をしたものの、それについて、実際はどうやっているのか。それで何とかうまくやられているのかどうかといったようなことも見てきていただきたいと考えております。

企画29-12が先ほどの地方のものでしたが、企画29-14があると思います。そこにメモが書かれております。「税制抜本改革に向けた実務面の課題にかかる海外調査について(案)」というものがございます。

趣旨は、税制抜本改革の具体的に実施に向けて、特に執行面・実務面での検討が必要となる事項について、基本的な論点を整理するというところで、委員数名を海外に派遣して調査を行うこととし、もって企画会合における今後の議論に資することにしたということでありまして。

まず、海外に行く前に、私も入れていただきたいと思っているんですけれども、私



は海外に行くつもりではないんですけれども、海外派遣者を中心とした勉強会をやっていただく。そこにまた有識者等からのヒアリングなども行う。そういったような事前準備から第1歩としたいということでもあります。

日程は、まだ先のことになるかもしれませんが、5月中～下旬、あるいは6月初～中旬ぐらいで、派遣対象国としては、そこに書いてある米国、カナダ、英国、ドイツ、オランダといったようなこと。

主な調査内容としては、各国における最近の税制改正。いろんな国、世界中の各国が非常にいろんな形で新しい政策を打ち出したわけですが、それで税制改正をやっている国も、日本もやっているわけなんですけれども、それについてどういう評価になっているとか、税額控除の制度の実態について調査をしたい。あるいは納税者番号制度というものをどういうふうに考えていくか、どうすればいいかという問題。

それから、所得再分配につきましては、日本は非常に所得再分配ができていない国で、もともと、貧困者が非常に多い国になっているんです。これは統計のデータの取り方がいろいろあるのではないとか、いろんな議論がございますけれども、例えばアメリカならアメリカの歳入庁（IRS）のデータの作り方などを見ておきますと、やはりそういう再分配がどうなるかといったようなことについて、新しい税を考えたときにはそういうものを、どの程度、正確なものかできていないのかわかりませんが、ちゃんとデータベースをきちっと整理するといったようなことも見られるわけですし、そういったようなことも含めて、どういうやり方があるだろうかといったようなことを議論する必要があるのではないかと。

そういうことがあると、例えば給付を、特別にお金をばらまくのではなくて、どういう人たちに、もし給付を増やすのであれば、それはどういう人たちがどれくらいいて、どういったようなことが、何とか頭に入っているといたしますか、描けるというようなことになっていけば、そういう再分配についても、いろんな政策的な再分配がある程度、積極的にといたしますか、時間を入れずにやることもできるのではないかと。それがないと、何のためのものかというふうに逆に言われることにもなってしまうのではないかと思いますので、少しそういった、いよいよ、やはり実務的なことをやって、それで新しい税制が機動的にも動き出すということがあるのではないかと考えております。

この後のフリーディスカッションで、調査内容などについても御意見を賜ればと思います。海外調査を以上のような、私の説明がよかったとは思いませんけれども、基本的方針として海外調査をきっかけとして、そういうことを少し、今年はやらせていただく。そして、地についての準備をするということが言えるのではないかと考えております。

大体、いろいろ、どういうふうにそれを展開していくかは先ほども申しましたスタディ・グループが出てくるわけでありましてけれども、海外調査も踏まえて進めていく

ということについて、よければ、この場で大体御了承いただければ私としては大変ありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

海外調査に対する御意見でも結構ですし、それから、自由に、先ほどの問題に戻っていただいてもよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

済みません、横山さん、御退席になるんですか。

○横山委員

中座をさせていただきますので、先に私見を2点ほど申し述べたいと思います。

1点は、今の世界同時不況の下で、私どもの国の、あるいは地方も含めた、税制として本当にサステナビリティを持った税制なのかということが問われているんだろう。この点を少し、やはり議論しておく必要があるのではないかという点です。

具体的には、前々から申し上げているように、税収の大きさや、財源を調達しなければならない目標税収というものが、1,000の場合であれ、100の場合であれ、税制の税目や構成やストラクチャーが同じであることが望ましいのかどうか。今はとりわけ、所得を課税ベースとする税収の落ち込みが、この不況で当然に落ち込んでいるわけですから、税収の構成比率が通常の、平準の、平均的なものから比べるとゆがみが出ているわけです。その辺のところをどういうふうに考えるのかということが1点あるのではないか。

それから、実務面の課題たる海外調査については、私はこういうような調査はやはり積極的にすべきではないかと思っておるんですが「4. 主な調査内容」について、1点、大きな項目が落ちているのではないかということをお願いしたいと思います。それは、閣議決定された「中期プログラム」の、資料でいきますと企画29-6の4ページで「2. 税制抜本改革の基本的方向性」の中に税制のグリーン化ということがかなり大きく取り上げられている。

前回の海外調査のときも、田近委員が行かれたときに、ドイツ、オランダ等を回ったときに、私は質問したと思うんですが、そういう国々でどのような議論が実際の税制改革であるのかといったときに、税制のグリーン化の議論はあるのかと言ったら、それは調査項目に入っていなかったので報告しないというようなお話でしたので、今回は是非とも、ドイツ、オランダ、ヨーロッパ等において、税制のグリーン化がどういふふうに進められているのかということについては、しっかりと実態調査をしていただきたいと思います。

併せて、アメリカに行かれた場合も、連邦レベルの税制のグリーン化ではなくて、それだけではなくて、州レベル等の取組みもしっかりと調査をしていただきたいと思いますという要望を出しておきたいと思います。

以上です。

○香西会長

いかがでしょうか。もし、よろしければ、海外調査については一応、計画を前進さ

せていただきたいと思います。その点はよろしいでしょうか。

勝手なことなんですけれども、従来からこういう海外調査にも、前回も出ていただいた方なんですけれども、井堀さん、田近さん、辻山さん、中里さん、水野さんには実は内諾をいただいております。こういった先生方をお願いすると同時に、そのためにもスタディ・グループとしていろいろな事前の準備をやっていただけるということを期待しております。

先ほどお名前を申し上げたのは、その人たち以外は知らぬ顔をしてくれと言っているのではなくて、もし積極的に参加したいという委員がいらっしゃれば、事務局に御連絡いただければ大変ありがたい。海外調査そのものに参加されるかどうかとは離れて、スタディ・グループの中で一緒に議論していただけるということだけでも勿論、大変役に立つということで思っていますので、そういうふうに事務局を通じて積極的に御参加いただきたいと思います。

まだ少し時間が残っていますので、先ほど横山さんから話があったように、外国でやっている税制はどういうふうに、我が国の場合は危機対策ということですから、非常に例外的な形で政策が採られているわけですが、それは日本の受けるショックが非常に大きいということだと思えますが、しかし、それと同時に、その場合にどういうことで、それが将来、成功した場合でもいいわけなんですけれども、やはり何か正常な形になっていくということがどういう形でできるかといったようなことも考えておいて、こういう非常に危機的な、つまり例外的なこと、そのときにその場にいたということですから、そのときにそういうことについて、どういうふうに考えたかということ整理しておくことだけでも非常に大きな仕事であろうと思っております。

どうぞ。

#### ○井戸委員

海外調査については、是非、御専門の方に提案事項につきましてきちっとした調査をしていただいて、今後の議論に反映させていただきたい。これは申すまでもありません。どうぞよろしく願いいたします。

2つの点でお尋ねをしておきたいと思えます。

まず、今回の所得税法等の一部を改正する法律の附則 104 条で、平成 23 年度までに必要な法制上の措置を講ずると書いてあるんです。23 年度までにとありますが、もう 21 年度ですから、21 年度、22 年度、23 年度と、23 年度までにですから、実質 3 年もないんです。ですから、この具体化をするためにどういう工程表を描いておられるのか。それが見えていないと、この法律の規定はお経になりかねない。担保のために入れられたのが、担保にならないことになってしまうおそれがあるのではないかということにつきまして、お答えできるなら是非お答えをしていただきたいと思いますというのが 1 つです。

そのことを前提にしまして、この税制調査会として、この工程をにらんだ上で、ど

のような審議を重ねていく予定を考えていったらいいのか。ただ、我々の任期がこの11月か何かなんですね。ですから、あと半年ぐらいしかないのに、それ以降の任期の議論をしても意味がないということになるのかもしれませんが、ただ一方で、税制調査会そのものは非常に重要な役割を今後も果たしていくことになろうと思いますので、そうだとすると、それなりの大きな審議のやり方みたいなものにつきましての合意をしておく必要があるのではないかと。このように思うんです。

結局、23年度までに必要な法制上の措置を講ずるとのこととの関連でも考えておく必要があるのではないかとという意味でお尋ねをさせていただきました。

○香西会長

どうぞ。

○高木委員

税制の抜本的改革の議論について、この政府税調の場では議論するのか、しないのか。任期の関係とかいろいろあるのかもしれませんが。是非やるのなら、いつごろ、どんな感覚でやるのか。与謝野大臣は「中期プログラム」の見直しにいろいろ言及しておられるんですが、そういう「中期プログラム」との関係のテーマというものは政府税調でどう扱われるのか。関係ないのか。その辺を含めて、次回以降の税調をどんなふうにお進めになるお考えなのか。

それから、今回、政府はまた新年度の補正予算はかなり大規模な財政出動を含むものを出されておりますが、一方、先ほどもお話があった税法の附則には、社会保障の安定財源の必要性等とともに、2010年代の半ばまでに持続可能な財政構造を確立すると書いておられて、今の財政出動を将来の増税で賄うというお考え方のように読み取れるわけでございます。

国民生活に直結する部分が余りないように思われるお金の使い方について、そのツケの大半を大衆増税で穴埋めされるのではないかと懸念を持つ人が最近、非常に私の周りで多いんですが、税制の抜本改革に当たりまして、1990年代以降の財政出動と、その裏返しでやられましたサラリーマン増税等の問題点。その辺を十分踏まえてやられないと、国民の理解というものを得るのは大変なことではないか。そんな心配もいたしておりまして、よけいな世話だとおっしゃるのかどうか、その辺も含めた感覚を是非伺いしておきたいと思っております。

併せまして、贈与税について、今度も少し、暫定予算、補正予算の関係でいろいろなさるようですが、贈与税についてもっと根本的な議論を是非やるべきではないかと、私は社会保障との関係も含めて考えておる一人ですが、その辺はどんなふうな扱いになるのか、お考えがあったらお聞かせいただきたいと思っております。

○香西会長

さっきも申しましたけれども、平成19年11月に出したときは、税目ごとに、これはどういうふうになっていくだろうというような戦略と、一応、サーベイする形でま

とめたわけですけれども、今後はやるとしたら、かなり具体的なものになると思います。といいますのは、今の政策が非常に危機に対する対応策として行われておりますので、普通の状態で考えたものではない。したがって、それを収めていくについてもいろんなことが、何かが残るでしょうし、何かは変わるだろうということを見極めていく必要があるのではないかと私は思います。

しかし、そういうことも、この会で、先ほどから申していますように、どういうことが問題になるかということについてたくさんの方から提案をしていただければ、それがそのまま答申とかそういう形にはなるかどうかはわかりませんが、こういう議論があったということは必ず載るといいますか、はっきり、こういうことが議論としてあったということは従来も、そういう議論があれば記録しておられるわけで、これは税調はずっとそうやってきているわけですから、そういう形で、まとまるかどうかはわかりませんが、問題意識はやはりたくさん積み上げておいてもいいのではないかと私は思っております。

ただ、かなり難しいといえますか、難しいというのは、まだ危機に面しているわけですから、何が変わるかわからないというようなところで、なかなか先行きも見えにくいということがあるので、簡単ではないんですけれども、少なくとも問題意識としては、それについてみんなで議論していくことがいいのではないかと私は思っております。

いかがでしょうか。

どうぞ。

○高木委員

くどいようですが、今の会長のお答えは、この場で議論をいろいろやっていく。どういうふうに扱われるかは別にして、そういうふうを受け取っていいわけですね。

○香西会長

はい。皆さんが御意見を出していただければ、こういう意見があったということは記録に残すということははっきりしたいと思います。

どうぞ、お願いします。

○上月委員

税制の実務の現場にいる者としては、給付付き税額控除というものは、今、非常に皆さん、政党の方でも随分言葉が出ていますので関心を持って見ていますけれども、現実的にこれが、それでは、実際、税制における位置づけがどうなのかとか、将来において日本ではどういうふうに入れていくのかということについて、全然、具体像が見えないわけです。

先ほども御意見がありましたように、我々の任期も余りないわけですから、できましたら、こういうものをせっかくしていただいたら、我々はこのメンバーで議論をして、それなりの政府税調としての報告書なり答申というんですか、そういうものが上

がるどころまで、できればしていただけたらありがたいと思いますし、そういうところについての議論には是非参加させていただけたらありがたいと思っています。

○香西会長

当面の話としては、先ほど海外で調査をするということを認めていただいたわけで、それに伴って勉強会を国内でもやっていくことになりますから、そういうところで、まず第1戦を交えていただいて、その上でいろいろ、先へ進めていく。いろんなグループがあって、そういう形で問題意識をお互いに競い合うということは非常にありがたいことだと思っています。

永瀬さん、どうぞ。

○永瀬委員

この海外調査については、是非賛成いたします。こういった国々と日本とどこが一番違うかといいますと、やはり男女の家計内における収入をどれだけ妻が担えているかという点がかなり違うであろうということがございます。

そして、この給付付き税額控除の話というものは、今、子どもを育てている世帯においてかなり所得が低いところがある。それをどのようにして賄うかということ、税調の立場から言いますと、この給付付き税額控除になるということだったと思うんですけども、これらの国々がこれだけを使っているかということとそうではなくて、例えばイギリスの例で言いますと、私の知っている範囲では、1つは雇用保険から出るというのが日本以上に幅広く出るんです。日本は基本的には正社員で育休を取った人にしか出ませんけれども、それがもう少し幅広く出る。ですから、雇用保険からの適用条件が広い。更に、それでも満たない、働いていた人については育児休業のような形で税金から給付が出る。そのほかに、こういう税制面からの考慮もある。そういう複合的になっていると理解しているんです。

カナダなどについても、やはりさまざまな制度がありますので、これだけを取り上げて、これだけを議論してくることがこれまでの日本の委員会が多かったと思うんですけども、ターゲットは子育て世帯に対する安定をどのように実現するかということですので、できることならば調査していただくときには、これだけではなくて、どういう形で子育て世帯に対する所得の問題がカバーされているかという、少し広い視点でもって、また見ていただきたいということがございます。

もう1つは、これからの日本経済の将来を考えていきますと、やはり失業もより頻繁になると思われまして、また女性の教育水準も上がっておりますので、やはりこれからは共働きで支えていくような方がリスクに対しては強くなっていくであろう。そうすると、どうして日本でこれほどの格差が大きいままであるのか。また、実際にこれらの国々ではどうなのかといったような視点も実はとても重要なのではないかと考えますので、その辺も含めた調査にさせていただければと考えております。

○香西会長

こういう調査のスケジュールといいますか、あるいは問題意識といったものも是非、メモをいただきたいと私は思っております。

田近さん、どうぞ。

○田近委員

既にいろいろ議論が出たんですけれども、高木さんの先ほどの質問と関連すると思うんですが、税調でどういう議論をすべきかということであるのですけれども、今、いろんなことが起きていて、1つは世界同時不況の中で景気刺激策として税制がどういう役割を果たすか。どういうことをするのか。これはさっき、資料に基づいて新川調査課長さんの方から報告があったことだと思います。

もう1つは、そういう現下の不況の先に、どう財政を持続可能にするかということで、日本では「基本方針 2006」というものは、2011年までに国・地方のプライマリーバランスを均衡させる。それは、今、どういう状態にあるのか、よくわかりませんが、それに代わる指標をつくるとして、あるいはつくられたとして、それに税制がどう対応するのか。

3番目は、現実的な議論としては、やはり「中期プログラム」ができて、所得税法等の一部を改正する法律の中に、例の税制の具体的な改革に関する措置としていろいろ項目が、8項目が盛り込まれたという中で、3番目の議論としては、やはりこれからの税制の方向性ということで、1つは先ほど横山さんのおっしゃられたグリーンの話もある。

そこで私自身の意見を言わせてもらえば、さっきの調査課長の現下の各国の税制のことを聞いていても、やはり法人税というものは非常に大きな議論になっている。各国で償却制度を変えてみたり、税率はなかなか変えられないのかもしれないかもしれませんが、課税ベースを変えたりしている。日本ではちょうど去年、今年になるんですか、海外子会社からの配当は親会社がもらったときに、益金に不算入する、非常に思い切った制度をしてきた。それから、言うまでもなく、日本の法人税の在り方も大きな問題になっている中で、やはり法人税あるいは企業課税の問題というのは非常に重要なんだろう。

それから、アメリカでは国際課税の強化ということで、スイスのUBSでしたか、あそこに所得を置いている人が、見ていたら、いよいよ何人か、その情報を基にアメリカのサイドで本当に捕まった人も出てきたみたいですが、そういう国際課税の強化というものもやっているということです。

申し上げたいのは、税調の議論はいろいろあるでしょうけれども、1つは世界同時不況の中で、税制との刺激策の問題もある。2番目は、それを越えた財政のサステナビリティの中での税制の役割。3番目は「中期プログラム」に具体的に盛り込まれて、所得税法等の改正の中でも書き込まれた項目をどう議論するか。その中でいろいろ、すべて重要だと思いますけれども、とりわけ、やはり企業課税の問題というものは、世

界各国、非常にアクティブに動いている中で、日本でも、いつもそうかもしれませんが、特に関心があるのではないかとというのが私の意見です。

○香西会長

大体、さっき言った午後3時半が近づいてきていますので、今日のところは議論としてはこういうことにして、後から皆さんからいろいろな意見が事務局の方に来ていることを期待しておきます。そして、それを見ながら今後の、いろいろな問題が出てくるのを整理する形で、海外調査を1つとして、海外調査の方は進めていただくことにしていただきたいと思います。

改めて、また今後の審議におきましては、海外で何を調べるかとかそういったことについての議論も含めて、いろいろな議論を、どういう議論をするかということについて、いろいろ皆さんからの御意見は出していただけると期待しております。

そして、その上でまた改めて事務局からいろいろ御案内をさせていただきますけれども、それがあつた程度、まとまつたところで、どういうスケジュールになるのか、まだ自信はありませんけれども、それを見ながら次の会合を予定して、それを一応、つくつてみて、それで召集をすることにしたいと思つたいます。

いろいろな問題が出てきて、どういう形になるかはわかりませんが、次回の会合についても改めてそういった点を、その進み方を見ながら次の会合をさせていただきたいと思つたいますので、その際にはまた御協力をお願いしたいと思つたいます。

そういうことで、本日、もし本当に、ほかに御発言がなければ、これをもって今日の会合は終了したということにしたいと思つたいます。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○香西会長

それでは、どうも本当にありがとうございました。

[閉 会]

[注]

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため速記録から、内閣府大臣官房企画調整課、財務省主税局及び総務省自治税務局の文責において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、税制調査会議事規則に基づき、事後の修正の可能性があつたことをご承知おきください。